

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

The Labour Year Book of Japan special ed.

第二編 兵力・労働力の動員とその配置

第六章 戦時労務動員諸政策とその立法措置

第一節 労務の需給・配置規制とその展開過程

日中戦争を契機とする軍動員と軍需産業の拡大は、労働力の量、質両面における不足を決定的なものにした。そして、一九三八(昭和一三)年国の総力を最大限に発揮すべく国家総動員法が制定公布されるや、労働行政の面においても労働力需給の混乱防止とその充足、とくに熟練工および技術者の確保が要請されるにいたり、職業紹介制度は労務統制へと漸次移行していった。

まず、労働力需給の混乱防止については、一九三八年八月学校卒業者使用制限令が公布され、技術者、熟練労働者の不足に対処するため新規工鉱業関係学校卒業者の割当制が採用された。さらに一九三九年三月には従業者雇入制限令が公布され時局産業の技術者、経験労働者の移動が制限され、また同時に熟練労働者の不足に対処するため学校技能者養成令および工場事業場技能者養成令が公布され、一定の工場、事業場における技能者の養成が義務づけられた。

また、労働力の給源である青少年が不急産業へ流出することを抑制するため一九四〇年二月青少年雇入制限令が公布され、さらに労働力の需給が深刻化するに伴い、従業者雇入制限令の規制を受けない従業者の移動が激化したので、同令を廃止し、同年十一月従業者移動防止令を公布、制限範囲が拡張され、その後一九四一年三月には国民労務手帳法が制定公布され、労務手帳の保持、提出を義務づけることにより、従業者の移動防止がいっそう強化された。

次に労務充足の確保については、政府は一九三九年七月以降労務動員計画を策定し、その対象を軍需産業、生産拡充産業、同付帯産業、生活必需品産業、運輸通信および国防土木建築事業と定め、労働力の重点的、計画的充足を図り、前記移動面の規制とあいまって労務動員態勢の確立を図ったのであるが、これがため一九三八年から一九三九年にかけて国民職業能力申告令をはじめ医療、船員、獣医師関係の職業能力申告令にもとづく登録制を実施し、労務動員の基礎態勢を整えるとともに、一九三九年七月国民徴用令を制定公布することによって国民登録等の登録者徴用の道を開き、さらに同年一〇月には同令の改正により登録者以外の徴用をも実施することになった。また、労務の計画的配置を図るため、同年十一月労務動態調査規則を制定し、全産業における労働者の雇入れ、解雇その他労務動態の調査を実施した。その後一九四〇年、一九四一年と労務動員計画は強化されていった。

一方、この時代には物資の需給調整による中小商工業の企業縮小、廃止が続出し、業者および従業者の転廃業問題が発生した。このため政府は職業補導施設、訓練施設等の対策を講じた。当初この対策は、不急産業方面の遊休労務を救済的に他に転用せんとするものであったが、一九四〇年七月のいわゆる七・七禁止令(奢侈品等製造販売制限規則)以降むしろこれらの労務を時局産業へ積極的に転換させることとなり、労務動員の性格を帯びるにいたった。

以上要するに、この時期の労務統制は「生産増強という国家要請に即応するため、極めて短期間に幾多の関係法令が矢継早に制定され、しかもこれらの諸措置は必ずしも首尾一貫したものでなく、むしろ当面の切迫した事態を收拾するための応急措置的色彩が強い(注1)」が、終始労務動員態勢の確立が意図されていたといえる。

(注1) 労働省編「労働行政史」第一巻、九三ページ。

一九四一年六月米英両国の対日資産凍結実行により、政府は自給経済体制を樹立せねばならなくなった。そのうえ、両国との外交関係の悪化は、いつ最悪の事態を惹起するか計りしれない状態になったので、軍備の充実、生産力拡充はいつそう急を要することとなった。同年八月二九日の閣議では労務緊急対策要綱が決定されたが、それにいわく、

現下の緊迫せる時局に対処する労務緊急対策の要点は刻下の労務需給の状況に鑑み、この際国民の勤労報国精神を昂揚し、速に勤労総動員態勢を整備強化するにある。……戦時体制下の国家は国民中一人の不労者、有閑者、無職者なきことを要請する。一億国民は宜しく勤労の国家的重要性を認識し勤労報国の誠を致さんことを望む。

かくして、緊急事態に対処するため、政府はまず同年一〇月国民能力申告令の改正により一般労務資源を対象とする青年国民登録の要申告者の範囲を拡張し、新たに女子をも要申告者に追加して、いわゆる青壮年国民登録制度を実施し、二月には国民勤労報国協力令を制定公布、学徒、一般国民による勤労報国隊の編成出動によって総動員業務へ協力させることとした。さらに同年二月国民徴用令の改正により民間指定工場への徴用をも可能とし、また、労働者の移動および雇入れ等を全般的に調整するため、従業者移動防止令および青少年雇制限令を廃止して新たに労務調整令の制定をみるなど、法令面における動員態勢はいよいよ強化され、国民全般の労働力を戦力増強の一点に集中しようとする国民動員的性格を一段と加えることになった。

一九四一年後半にあいついで制定公布された動員関係諸法令により、政府は一九四二年度動員計画を実施するとともに、とくに重要産業に対しては労務の重点的、計画的配置を図るべく、一九四二年七月計画造船関係、同一一月には港湾荷役関係および鉄鋼、石炭、アルミニウム生産関係の緊急労務対策を樹立し、緊急部門の労務充足につとめるところがあった。

一九四三年度動員計画において要員の充足確保の要請がいつそう高まったため、政府はその給源の拡充について積極的な措置を講ぜざるをえなかった。一九四三年一月生産増強勤労緊急対策要綱が閣議で決定され、同年六月には労務調整令の改正により、一定業務における男子の就業が制限禁止され、これにより男子労務の重要業務への転出を図り、また企業整備による転廃業者を強制的に重点企業へ配置する措置をとることとなった。さらに同年六月学徒戦時動員体制確立要綱が閣議決定され、学徒動員の強化によって食糧増産、国防建設、緊急物資生産、輸送力増強に重点を指向する方針がうちだされ、一九四四年二月以降は、中学程度以上の学徒を一年間常時動員することとなった。また、一九四三年九月には、女子勤労働員の促進に関し閣議決定がなされ、不急不要学校在学者等主として家庭にある未婚女子をもって女子挺身隊を結成させ、航空機関係工場、男子の就業禁止によって補充を要する業務への動員が図られ、一九四四年三月には、女子挺身隊への加入が強制されるようになった。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働者状態

発行 1964年

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 東洋経済新報社

2000年2月22日公開開始

